

お知らせ

市民税・県民税の納付

収税課
☎229-3135 FAX229-3331

第2期の納期限は8月31日(月)です。金融機関または郵便局、コンビニ、スマートフォンなどの専用アプリで納めてください。専用アプリについて詳しくは津市ホームページをご覧ください。



口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。9月末までに手続きをすると、第3期から口座振替になります。

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な人へ 徴収猶予の特例制度をご利用ください

同感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人

は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。詳しくは収税課(☎229-3136)へお問い合わせください。

対象 次の両方を満たす納税者・特別徴収義務者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- 一時に納付し、または納入することが困難であること

対象の市税 令和3年1月31日まで*に納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税など(申請時点で納期限が到来していないものに限る)

*政令改正により令和3年2月1日までに納期限が到来する当該市税が対象となる場合があります。

新築住宅の固定資産税を減額 資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

住宅の建設を促進するため、次の要件を満たす場合に、一定期間固定資産税を減額します。

減額要件 居住部分の床面積の割合が2分の1以上の住宅で、居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は一区画の面積が40㎡)以上280㎡以下の新築家屋

減額税額 居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額を2分の1に減額

減額期間 一般の住宅…新築した年の翌年度から3年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅などは新築した年の翌年度から5年度分) 認定長期優良住宅…新築した年の翌年度から5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅などは新築した年の翌年度から7年度分)

新型コロナウイルス感染症

特別定額給付金の申請締め切り日が迫っています!



問い合わせ 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室 ☎229-3574 FAX253-1166

新型コロナウイルス感染症による生活の変化が大きな影響を及ぼしている中、家計支援として1人10万円の特別定額給付金を支給しています。

対象 基準日(令和2年4月27日)時点において津市の住民基本台帳に記録されている人

締め切り 8月12日(水) ※消印有効

申請がまだの人はお忘れなく

申請書は住民票の住所地へ送達しています。未申請の人の中には、以下のような人がいると考えられます。

- ①今後申請を行う予定の人
- ②申請をお忘れの人
- ③単身世帯で施設へ入所している人
- ④単身世帯で病院に入院している人

③④のような事情があり、お困りの人はご連絡ください。また、一人でも多くの人に給付できるように、上記のような事情のある人へのお声掛けにご協力ください。

津市では、6月30日までに、申請書については97.1%(12万3,390通)の返送があり、給付については12万2,657世帯、27万1,076人へ271億760万円の給付が完了しています。

